

「仕事でコロナ」

労災申請が急増

仕事が原因で新型コロナウイルスに感染したとナウイルスに感染したとして、労働者災害補償保険（労災保険）の申請が急増している。5月の30件台から9月2日時点で1000件を超えた。このうち審査を終えた約500件について厚生労働省はすべて労災を認め、認定率は脳疾患などで3割程度で、100%は異例の数字だ。

「新型コロナウイルスへの労災の対応は確かに早い。評価すべきだ」。労災に詳しい川人博弁護士は話す。クラスタ（集団感染）が発生した中野江古田病院（東京・中野）勤務の看護師の労災申請で代理人を務めたが、迅速に認定が出たという。仕事が原因の傷病を対象にする労災保険は健康

医師や販売員など1000件超

経路不明でも認定可能に

コロナの労災認定、異例の100%

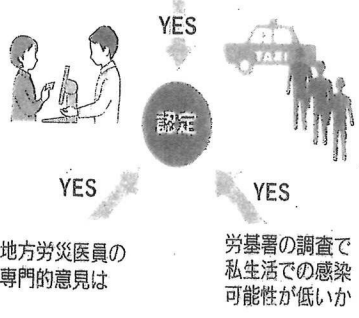
新型コロナウイルス感染症の労災申請状況

業種	請求件数	決定件数	うち支給件数
医療従事者	824	444	444
一般の仕事	172	70	70
海外出張者	7	6	6
計	1003	520	520

(9月2日現在)

感染経路不明の場合の認定プロセスは

相対的に感染リスクが高い業務か



保険に比べ補償が手厚い。療養にかかる費用の自己負担はゼロ。休業中は休業補償給付として賃金日額の60%、休業特別支給金として同20%の計80%が支払われる。健康保険の66%に比べ割合が大き。

補償が手厚い分、労働基準監督署の審査は厳格だ。傷病が仕事で起きたことを示す「業務起因性」

ただ、この時点では「感染経路が明確に特定されること」が条件で一般の会社員が業務上感染を証明することは難しかった。4月初めで申請は数

件だった。だが、緊急事態宣言のさなかに4月28日、2本の通達を出した。医師、看護師、介護従事者の感染や、それ以外の職業でも感染経路が特定された場合は原則労災と認めない場合でも、リスクが相対的に大きい業務で、医学専門家の意見と労基署の調査で仕事による感染の可能性が高い場合、労災と認める新しい着眼点を示したのだ。

5月14日時点でも39件しかなかった申請は7、8月に急拡大。この2カ月で一般の職業の感染者からは172件の申請が出て、審査を終えた70件すべてで労災が認定され

と、仕事中に発生したのかを問う「業務遂行性」の2要件を満たすことが必須だ。脳・心臓疾患の認定率は2019年度で31.6%にとどまる。

新型コロナウイルスは様相が異なる。厚労省が認定手順を明確にし、決定を早める新方針を打ち出したのだ。1月中旬の国内初の感染者を確認を受け2月3日に全国の労働局に「特定の業務には起因性がな

いとの判断を持たず対応すること」と通達を出した。

た。毎日数十人と接客して商品説明をした小売店の販売員や、日々数十人の乗客を乗せていたタクシー乗務員が含まれた。ただ、回復した人の中には後遺症を訴えるケースがある。医療費の100%負担や賃金80%補償まではカバーできたとしても、後遺症が残った場合の障害補償年金が出るかどうかは見通せない。

コロナが他の傷病より労災認定が早いことは、制度全体との整合性の調整も必要だ。川人弁護士は「脳疾患や心臓疾患の労災申請は決定まで1年かかることもあり、ウイルス性疾患が労災認定されることもゼロに近かった。新型コロナウイルスと他の疾病とのバランスも問題になる」と指摘する。